

議案第 4 7 号

向日市事務分掌条例の一部改正について

向日市事務分掌条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市事務分掌条例の一部を改正する条例

向日市事務分掌条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>総務部</p> <p><u>環境産業部</u></p> <p>市民サービス部</p> <p><u>都市整備部</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>統計</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>文化推進</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>財政</u>に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自治振興</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>情報公開</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>個人情報保護</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>職員</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>契約及び入札</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>財産管理</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>電子自治体</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>他の部の所管に属さないこと。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>総務部</p> <p><u>環境経済部</u></p> <p>市民サービス部</p> <p><u>建設部</u></p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>観光</u>に関すること。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>契約及び財産管理</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>統計</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>自治振興</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>財政</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>職員</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>電子自治体</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>情報公開</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>個人情報保護</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>他の部の所管に属さないこと。</u></p>

環境産業部

- (1)及び(2) 略
- (3) 環境保全及び脱炭素社会に関する  
こと。
- (4)～(7) 略
- (8) 観光に関する  
こと。

市民サービス部

- (1) 略
- (2) 生活保護及び生活困窮に関する  
こと。
- (3) 略
- (4) 高齢者福祉施策に関する  
こと。
- (5) 介護保険に関する  
こと。
- (6) 子育て支援に関する  
こと。
- (7) 子ども家庭支援に関する  
こと。
- (8) 母子保健に関する  
こと。
- (9) 健康づくり及び保健予防に関する  
こと。
- (10) 国民健康保険に関する  
こと。
- (11) 後期高齢者医療に関する  
こと。

都市整備部

- (1)及び(2) 略
- (3) 公園及び緑化に関する  
こと。
- (4) 市施設(教育施設を含む。)の  
営繕に関する  
こと。
- (5)及び(6) 略
- (7) 土地区画整理事業に関する  
こと。
- (8) 略
- (9) 上下水道事業に関する  
こと。

環境経済部

- (1)及び(2) 略
- (3) 環境保全\_\_\_\_\_に関する  
こと。
- (4)～(7) 略

市民サービス部

- (1) 略
- (2) 生活保護\_\_\_\_\_に関する  
こと。
- (3) 略
- (4) 高齢者福祉\_\_\_\_\_に関する  
こと。
- (5) 母子福祉に関する  
こと。
- (6) 児童福祉に関する  
こと。
- (7) 介護保険\_\_\_\_\_に関する  
こと。
- (8) 健康づくり及び保健予防に関する  
こと。
- (9) 国民健康保険に関する  
こと。

建設部

- (1)及び(2) 略
- (3) 土地区画整理事業に関する  
こと。
- (4) 市施設\_\_\_\_\_の  
営繕に関する  
こと。
- (5)及び(6) 略
- (7) 公園及び緑化\_\_\_\_\_に関する  
こと。
- (8) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。  
(向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>都市整備部</u> を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。

(向日市特別土地保有税審議会条例の一部改正)

- 3 向日市特別土地保有税審議会条例（昭和53年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>環境産業部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。